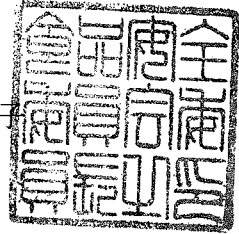




府食第192号
平成24年2月23日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成24年2月20日付け厚生労働省発食安0220第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に該当すると認められる。